事　務　連　絡
令和８年８月４日

熊本県　障害保健福祉・児童福祉主管部（局）御中

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
障　害　福　祉　課
精神・障害保健課
こども家庭庁支援局
障　害　児　支　援　課

# 令和８年熊本地震による障害福祉サービス等の利用料等免除の実施について（意向確認依頼）

「令和８年熊本地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」（令和８年８月４日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）において、障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについてお示ししたところですが、貴管内の災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村等における利用料の免除等の実施の意向について、下記の要領によりご確認、ご報告いただきますようお願いします。

記

１　被災者に対する利用料（自立支援医療、補装具費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療及び療養介護医療に係る費用を含む。）の免除等について、自治体が以下のいずれかの意向を有するか。

①　当該自治体の障害福祉サービス等利用者について、障害福祉サービス事業所等における利用料の支払いが猶予され、さらに、猶予された分について免除すること。
②　当該自治体の障害福祉サービス等利用者について、障害福祉サービス事業所等における利用料の支払いが猶予されること。
③　猶予・免除の意向がない。

２　報告期限　確認できるところから速やかにご報告願います。

※　精神通院医療及び障害児入所給付費については、貴都道府県における免除等の意向について、ご確認、ご報告いただきますようお願いします。
※　①又は②と回答いただいた自治体におかれては、令和８年熊本地震により

被災した障害福祉サービス等利用者が、障害福祉サービス事業所等を利用する際に混乱を招かないよう、今後、利用料の支払いの猶予の対象となる自治体として、全国の障害福祉サービス事業所等に対して自治体名を周知させていただくこともありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。